

○富山市四方チャレンジ・ミニ企業団地研修センター条例施行規則

平成17年4月1日

富山市規則第166号

改正 平成17年9月30日富山市規則第301号

平成26年3月31日富山市規則第30号

(趣旨)

第1条 この規則は、富山市四方チャレンジ・ミニ企業団地研修センター条例（平成17年富山市条例第190号。以下「条例」という。）

第16条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用承認の申請)

第2条 条例第5条第1項の規定により富山市四方チャレンジ・ミニ企業団地研修センター（以下「センター」という。）の使用の承認を受けようとする者は、富山市四方チャレンジ・ミニ企業団地研修センター使用承認申請書（様式第1号）を条例第4条の2に規定する指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）に提出しなければならない。

(使用の承認)

第3条 指定管理者は、センターの使用を承認したときは、富山市四方チャレンジ・ミニ企業団地研修センター使用承認書（様式第2号）を交付するものとする。

(使用承認事項の変更)

第4条 センターの使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が使用承認事項の変更をしようとするときは、速やかに前条の使用承認書を添えて指定管理者に申請し、その承認を受けなければならない。

(使用の承認の取消し)

第5条 条例第7条第1項の規定により、センターの使用の承認を取り消したときは、指定管理者は、その旨を書面で使用者に通知するものとする。

(使用料の減免)

第6条 条例第9条の規定による使用料の減免の額は、次に定めるところによる。ただし、入場料その他これに類するものを徴収するときは、第3号に該当するものを除き、減免しない。

- (1) 市が主催するとき。 50パーセント相当額
- (2) 市が共催するとき。 30パーセント相当額
- (3) 別に定める事業を指定管理者が主催するとき。 別に定める額
- (4) 市長が特に必要と認めるとき。 別に定める額

2 使用料の減免を受けようとする者は、富山市四方チャレンジ・ミニ企業団地研修センター使用料減免申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第7条 条例第10条ただし書の規定による使用料の還付の額は、次に定めるところによる。

- (1) 条例第10条第1号に該当するとき。 全額
- (2) 条例第10条第2号に該当するとき。 70パーセント相当額
- (3) 条例第10条第3号に該当するとき。 別に定める額

2 使用料の還付を受けようとする者は、富山市四方チャレンジ・ミニ企業団地研修センター使用料還付申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(端数計算)

第8条 第6条第1項及び前条第1項の規定による使用料の減免及び還付の額の端数計算については、条例第8条第1項後段の例による。

(冷暖房期間)

第9条 センターの冷房及び暖房の実施期間は、原則として次のとおりとする。

冷房 6月15日から9月末日まで

暖房 11月15日から翌年の3月末日まで

(使用者等の遵守事項)

第10条 使用者及び入館者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 許可なく物品の販売、飲食物の提供又は寄附金の募集をしないこと。
- (2) 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 許可なく壁、柱等にはり紙をし、又はくぎの類を打たないこと。
- (4) 許可なく施設又は附属設備等を使用しないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上必要な指示に従うこと。

(損傷及び滅失の届出)

第11条 センターの施設又は附属設備等を損傷し、又は滅失した者は、直ちにその旨を指定管理者に届け出て、その指示に従わなければならない。

(細則)

第12条 この規則で定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の富山市ハイテク・ミニ企業団地研修センター条例施行規則（平成2年富山市規則第48号）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年9月30日富山市規則第301号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日富山市規則第30号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、様式第1号

の改正規定（「あて先」を「宛先」に改める部分に限る。）、様式第3号の改正規定（「あて先」を「宛先」に改める部分に限る。）及び様式第4号の改正規定（「あて先」を「宛先」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

富山市四方チャレンジ・ミニ企業団地研修センター使用承認申請書

(宛先)

申請者	団体等の名称	代表者氏名
	住所(所在地) TEL( ) —	取扱責任者氏名

次のとおり研修室を使用したいので申請します。

使用研修室名	使用年月日	使用時間	使用料	冷暖房料	
大研修室	年 月 日( )	時～時	円	円	
小研修室	年 月 日( )	時～時	円	円	
使用目的		参加人員	人	小計	
備考		入場料徴収の有無	有・無	総計	
		減免額	円		

様式第2号(第3条関係)

富山市四方チャレンジ・ミニ企業団地研修センター使用承認書

申請者	団体等の名称	代表者氏名
	住所(所在地) TEL( ) —	取扱責任者氏名

次のとおり研修室の使用を承認します。

使用研修室名	使用年月日	使用時間	使用料	冷暖房料	
大研修室	年 月 日( )	時～ 時	円	円	
小研修室	年 月 日( )	時～ 時	円	円	
使用目的		参加人員	人	小計	
備考		入場料徴収の有無	有・無	総計	
		減免額	円		

様式第3号(第6条関係)

富山市四方チャレンジ・ミニ企業団地研修センター  
使用料減免申請書

年 月

(宛先)富山市長

住 所(所在地)  
氏 名(名称及び代表者氏名)  
TEL

次のとおり使用料の減免を受けたいので申請します。

使用施設名	
使用日時	年 月 日
使用目的	
減免を必要とする理由	
※ 減 免 額	

備考

- 1 市が共催するものについては、その承認書を添付してください。
- 2 ※印欄は記入しないでください。

様式第4号(第7条関係)

富山市四方チャレンジ・ミニ企業団地研修センター  
使用料還付申請書

年 月

(宛先)富山市長

住 所(所在地)

氏 名(名称及び代表者氏名)

TEL

次のとおり使用料の全部・一部の還付を受けたいので申請します。

使用予定施設名	
使用予定日時	年 月 日
使 用 目 的	
還 付 を 必 要 と す る 理 由	
※ 還 付 額	

備考

- 1 使用承認書及び使用料領収書を添付してください。
- 2 ※印欄は記入しないでください。



様式第 1 号 (第 2 条 関係)

様式第 2 号 (第 3 条 関係)

様式第 3 号 (第 6 条 関係)

様式第 4 号 (第 7 条 関係)